

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2018.10.31



AI日本株式オープン (絶対収益追求型)

あい
〈愛称:日本AI〉

追加型投信／国内／株式／特殊型(絶対収益追求型)

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

| 商品分類 | | | | 属性区分 | | | | |
|---------|--------|---------------|--------------|--------|------|--------|-----------|---------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 補足分類 | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 特殊型 |
| 追加型 | 国内 | 株式 | 特殊型(絶対収益追求型) | その他資産 | 年2回 | 日本 | ファミリーファンド | 絶対収益追求型 |

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(株式一般)です。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「AI日本株式オープン(絶対収益追求型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2018年4月27日に関東財務局長に提出しており、2018年4月28日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJ国際投信株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の合計純資産総額

13兆8,600億円
(2018年7月31日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufg.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。

もう迷わない、AI

AIとは人工知能のことです。

人は脳で物事を認識し、分析し、その結果を行動に反映させます。

ところが、人の行動は情報が多くなることで迷いが生じ、行動するタイミングが遅れてしまうこと等があります。

一方、AIは膨大な情報を短時間で分析し「最適解」を生み出すので、迷うことなくタイムリーに行動することが、まさに得意です。

さらにAIは人が育つのに同じようにAI自身が新たな情報を吸収して日々成長していきます。

今回ご用意したファンドは、人とAIが協力し、ポートフォリオを決定する絶対収益追求型の投資信託です。

安定的な運用成果を期待して債券を中心に投資を行っている方等は、株式への投資を敬遠されることもあると思います。

しかし、株式を投資対象としている投資信託の中でも、AIを用いた絶対収益追求型である当ファンドは、そんな方にお勧めしたい商品の一つです。

あなたの資産運用の一つとして、先進的であり、情報の網羅性を追求しているAIを活用した投資信託を検討してみたいかどうか。

2017年1月

三菱UFJ国際投信

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

わが国の株式に投資を行うと同時に株価指数先物取引等を行い、特定の市場に左右されることなく収益の獲得をめざします。

ファンドの特色

特色

1 AI等を活用した投資助言を基に運用を行います。

- ◆ ファンドの運用は三菱UFJ信託銀行から投資助言を受け行います。
- ◆ AI等を活用したモデルの開発は三菱UFJ信託銀行及び三菱UFJトラスト投資工学研究所(MTEC)が行います。
- ◆ 三菱UFJ信託銀行は、国内有数の資産運用会社の一つです。
- ◆ MTECは、日本を代表する最先端の金融工学研究所です。

AIとは

AI(人工知能)とは、Artificial Intelligenceの略で、

「見る・聞く・話す・考える・学ぶ」等の人間が行う知的な作業をコンピュータを用いて模倣したソフトウェアやシステムのことです。

情報処理能力の著しい進化やネットワーク環境の高速化によって、リアルタイムに日々蓄積された大量かつ多種多様なデータ(いわゆる、ビッグデータ)が普及しました。

このような環境面が整備されたことで、AI技術の発展と実用化が期待されています。



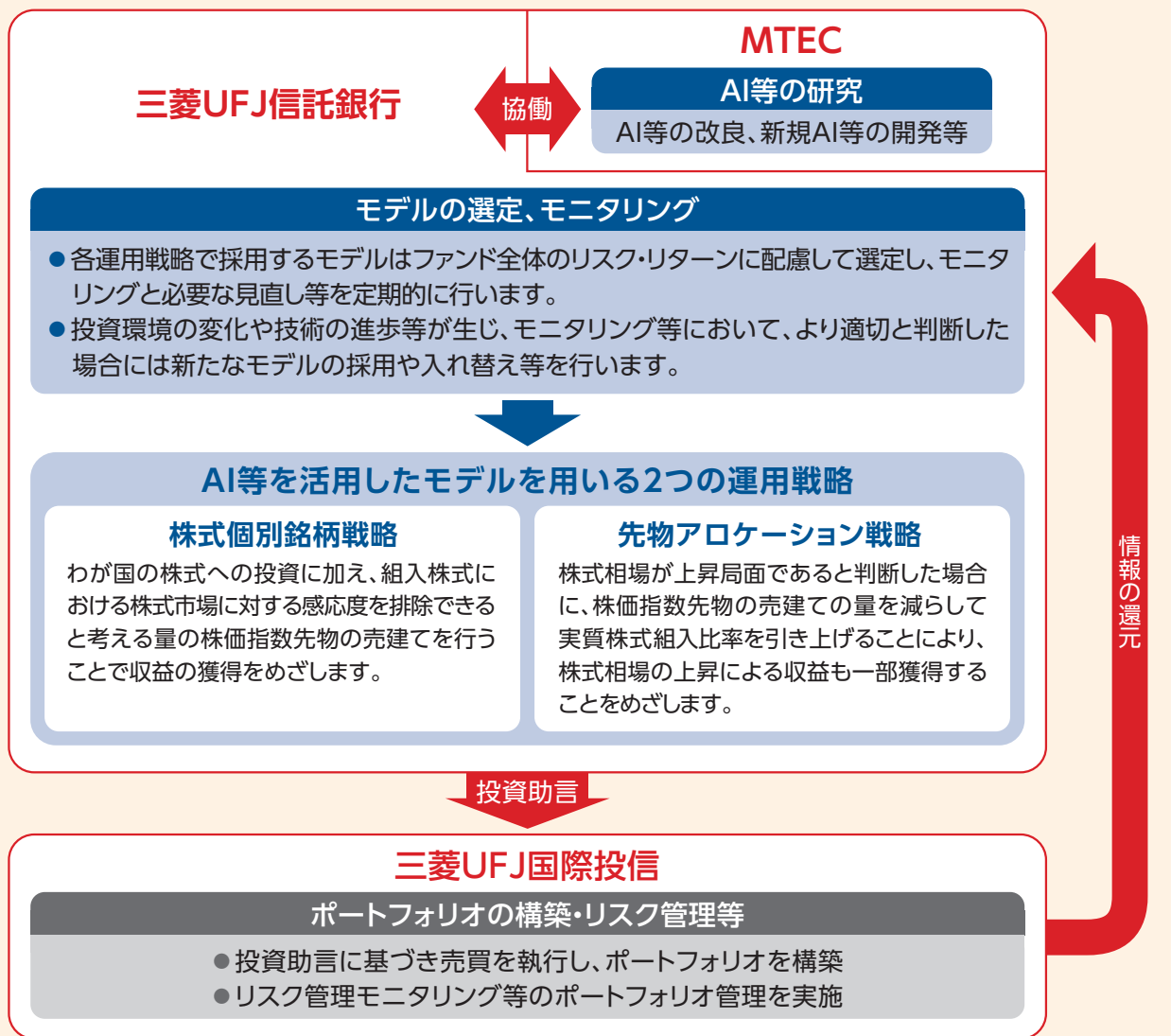
株式個別銘柄戦略と先物アロケーション戦略の2つを組み合わせることで、絶対収益の追求をめざします。

絶対収益追求とは

特定の市場の動向に左右されにくい収益の追求をめざすことをいいます。必ず収益を得られることを意味するものではありません。

- ◆ 株式個別銘柄戦略では、わが国の株式への投資に加え株価指数先物を売建てることで収益の獲得をめざします。
株式の組入比率は株価指数先物取引にかかる証拠金の水準や株式の投資銘柄選択の結果等を勘案し決定されます。また、組入株式における株式市場に対する感応度を排除できると考える量の株価指数先物の売建てを行うことを基本とします。
- ◆ 先物アロケーション戦略では、株式相場が上昇局面であると判断した場合に、株価指数先物の売建ての量を減らすことで実質株式組入比率を引き上げることを基本とし、株式相場の上昇による収益も一部獲得することをめざします。なお、株価指数先物の売建ての量の減少は、組入株式における株式市場に対する感応度の半分程度を限度とします。

運用プロセスのイメージ (2018年7月末現在)



※上記は運用プロセスの概要を示したものであり、すべてを網羅するものではありません。また、実際にファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。上記プロセスは、今後変更されることがあります。

※上記各運用戦略の収益の源泉については後掲「追加的記載事項」の「ファンドの損益のイメージ」をご確認ください。

※委託会社の「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ (<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>) をご覧ください。

特色3

各運用戦略で採用するモデルはファンド全体のリスク・リターンに配慮して選定し、モニタリングと必要な見直し等を定期的に行います。

- ◆ 投資環境の変化や技術の進歩等が生じ、モニタリング等においてより適切と判断した場合には、新たなモデルの採用や入れ替え等を行います。

特色4

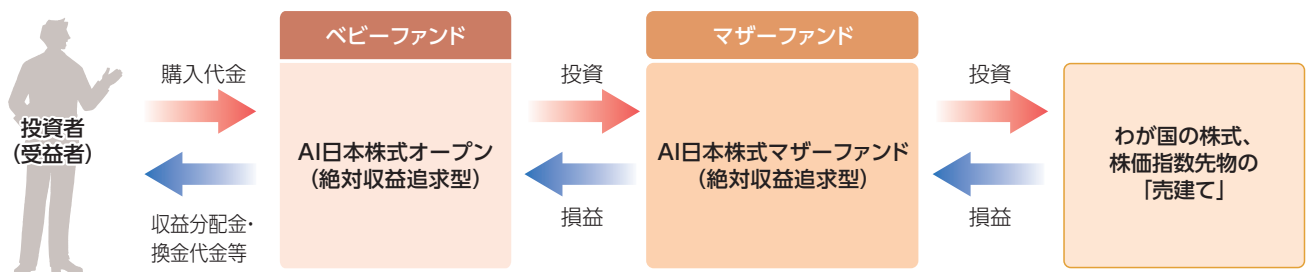
年2回の決算時(1月・7月の各31日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。

- ◆ 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ◆ 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ ファンドのしくみ

- ◆ ファミリーファンド方式により運用を行います。

*ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。



■ 主な投資制限

| | |
|----------|----------------------------------------|
| 株式への投資 | 株式への実質投資割合に制限を設けません。 |
| 株式の一銘柄制限 | 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 |
| デリバティブ | デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。 |

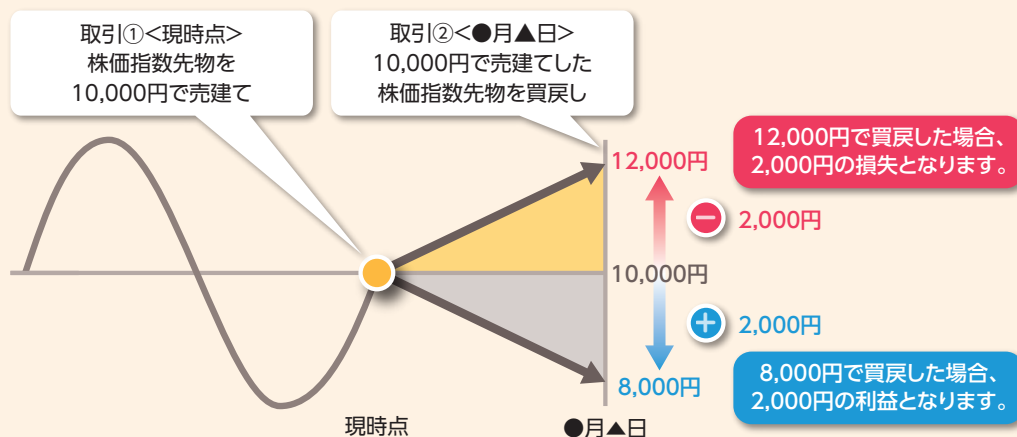
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

■ 株価指数先物の「売建て」について

株価指数先物の「売建て」とは…

先物取引とは、将来のあらかじめ定められた期日に、特定の商品(原資産)を、現時点で取り決めた価格(先物価格)で売買する事を約束する取引で、値動きのある資産の不確実な値動きに備えるための手段の一つとして、広く活用されています。

株価指数先物の「売建て」とは、将来時点の株価指数について、現時点の先物価格で「売る」取引のことです。例えば、原資産を保有していた場合、株価指数先物の「売建て」を行っておけば仮に将来、資産の価格が下落した場合でも、値下がりの時点で株価指数先物を買戻すことによって、損失を回避することが期待されます。



株価指数先物を売建てた場合、株価指数先物の価格が上昇すればファンドにとってマイナス、下落すればファンドにとってプラスの影響が期待されます。

※上記は株価指数先物の概要を説明するために表したものであり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。
※株価指数先物は、買う約束をすることも可能です。また、期日まで待たずに反対売買を行うことにより、損益を確定することもできます。

■ ファンドの損益のイメージ

◆ ファンドの損益は主に①個別銘柄選択要因*1と②市場要因*2によって決まります。



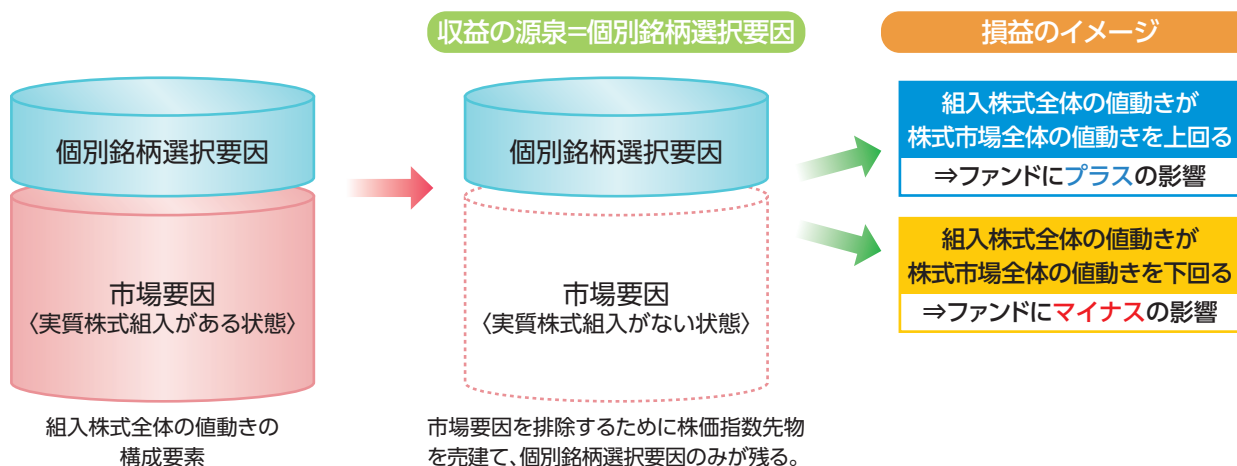
*1「個別銘柄選択要因(個別銘柄特有の要因)」とは、組入株式全体の値動きが株式市場全体の値動きを上回る(下回る)部分(市場非連動部分)です。

*2「市場要因(株式市場の感応度)」とは、株式市場全体の値動きの影響を受ける部分(市場連動部分)です。

※各運用戦略の損益の大きさによって、ファンドへの影響度合いが異なります。

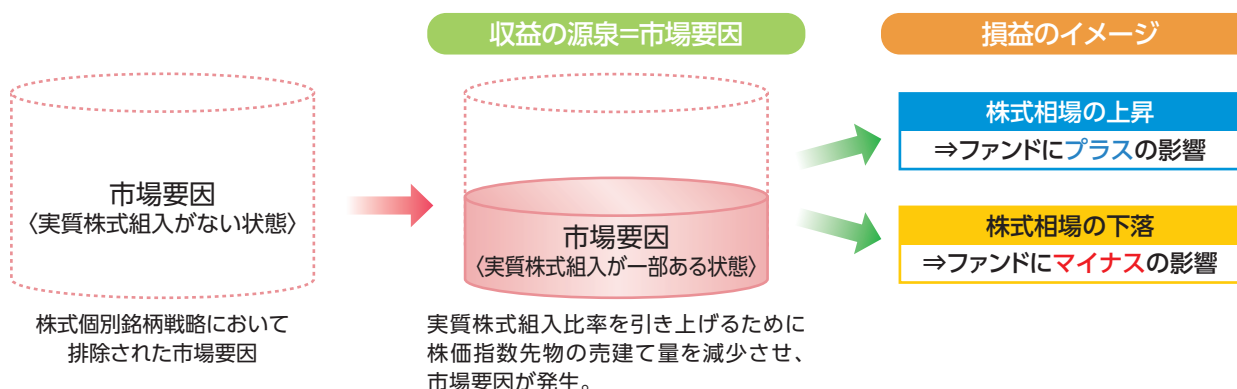
株式個別銘柄戦略における収益の源泉

株式個別銘柄戦略では、市場要因を排除するため、個別銘柄選択要因が収益の源泉となります。このため組入株式全体の値動きが株式市場全体の値動きを上回ればファンドにプラスの、下回ればマイナスの影響を与えます。



先物アロケーション戦略における収益の源泉

先物アロケーション戦略により、ファンドに実質株式組入がある場合、株式相場が上昇すればファンドにプラスの、下落すればマイナスの影響を与えます。



※ファンドは特定の市場の動向に左右されにくい収益の追求をめざしますが、先物アロケーション戦略を行うことにより、株式市場の動向に左右されることになります。

※上記はあくまでもイメージであり、実際のリターンを示すものではありません。

※上記はファンドの損益のイメージをご理解いただくために簡易的に表したものです。このため、全てを網羅できていない、または実際とは異なる場合があります。また上記は将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。

※上記は便宜上、株式個別銘柄戦略で市場要因を全て排除し、先物アロケーション戦略で実質株式組入比率を新たに保有し直した説明とされていますが、実際には両運用戦略を勘案してポートフォリオを構築します。



投資リスク

■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動リスク

株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

信用リスク

株式の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、株式の価格が下落すること、配当金が減額あるいは支払いが停止されること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

流動性リスク

有価証券等を売買しようとする際に、その有価証券等の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。

株価指数先物に関するリスク

株価指数先物は株価変動等の影響を受けて価格が変動するため、ファンドはその影響を受けます。なお、需給や当該株価指数に対する期待等により、理論上期待される水準とは大きく異なる価格となる場合があります。また、株価指数先物を売建てている場合に、株価指数先物価格の上昇により損失が発生すると、基準価額の下落要因となります。

株式個別銘柄戦略と先物アロケーション戦略を用いることによるリスク

株式個別銘柄戦略では、株式の投資に加え、組入株式における株式市場に対する感応度を排除できると考える量の株価指数先物を売建てること、収益の獲得をめざします。ただし、完全に株式市場に対する感応度を排除することはできません。一般的に、株式の投資は株式市場の感応度(市場要因)による影響のほか個別銘柄特有の要因(個別銘柄選択要因)の影響を受けます。このため、株式個別銘柄戦略では、組入株式全体の株式市場全体に対する相対的なパフォーマンスが投資成果となり、組入株式全体が株式市場全体を下回るパフォーマンスとなった場合には基準価額の下落要因となります。

先物アロケーション戦略では、株式相場が上昇局面であると判断した場合に株価指数先物の売建て量を減らして実質株式組入比率を引き上げることに、株式相場の上昇も一部獲得することをめざします。このため、ファンドに実質株式組入がある場合は株式市場全体の値動きの影響を受けることとなり、株式相場が下落した場合には基準価額の下落要因となります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

■ リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に関催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。



投資リスク

■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

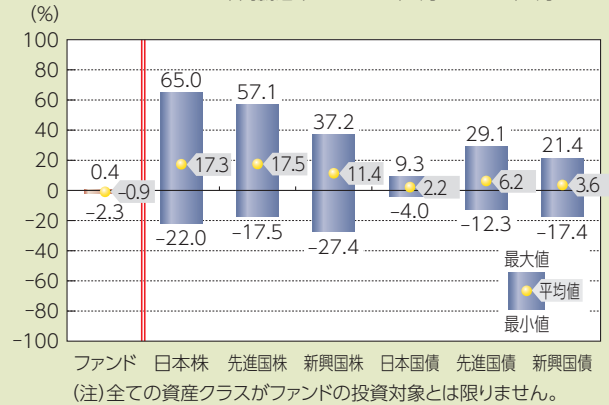
● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

ファンドの年間騰落率は、2018年2月～2018年7月です。
基準価額(分配金再投資)は、2017年2月末～2018年7月末です。



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2013年8月末～2018年7月末)
ファンドの年間騰落率は、2018年2月～2018年7月です。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指数名 | 注記等 |
|-------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本株 | TOPIX(配当込み) | TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み) | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI(国債) | NOMURA-BPIとは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI(国債)は野村証券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村証券株式会社は一切関係ありません。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス(除く日本) | FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。 |

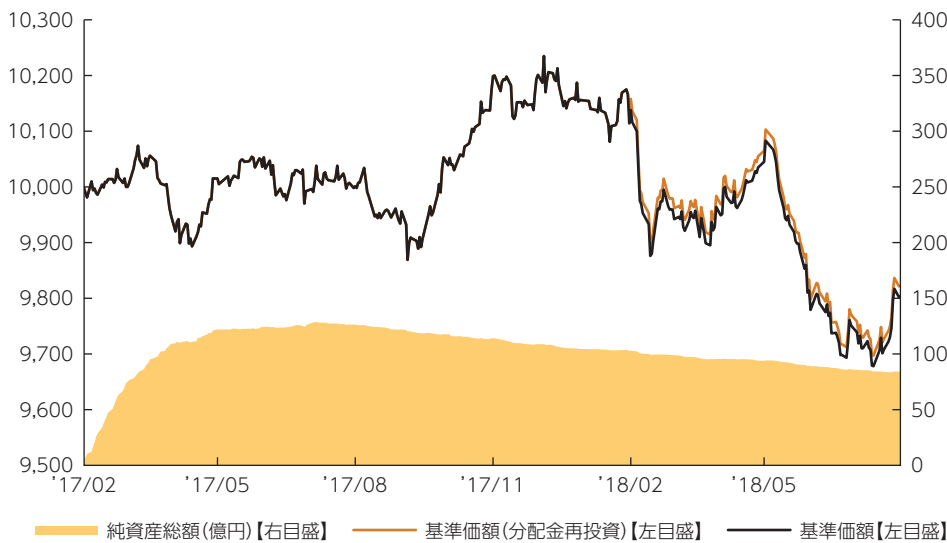
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



運用実績

2018年7月31日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2017年2月1日(設定日)～2018年7月31日



■ 基準価額・純資産

| | |
|-------|--------|
| 基準価額 | 9,803円 |
| 純資産総額 | 84.0億円 |

■ 分配の推移

| | |
|---------|-----|
| 2018年7月 | 0円 |
| 2018年1月 | 20円 |
| 2017年7月 | 0円 |
| 設定来累計 | 20円 |

•分配金は1万口当たり、税引前

- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は10,000を起点として表示
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

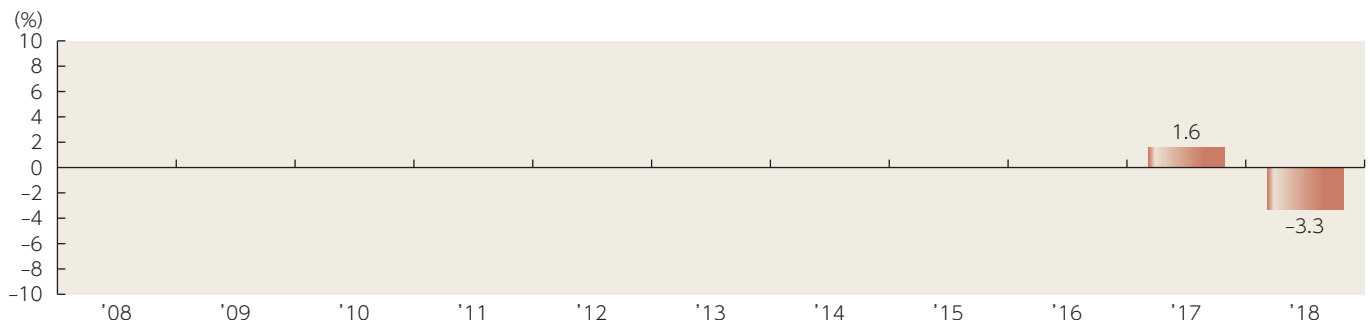
■ 主要な資産の状況

| 組入上位業種 | 比率 | 組入上位銘柄 | 業種 | 比率 |
|----------|-------|----------------|--------|------|
| 1 情報・通信業 | 11.0% | 1 日本電信電話 | 情報・通信業 | 1.7% |
| 2 建設業 | 7.7% | 2 KDDI | 情報・通信業 | 1.6% |
| 3 卸売業 | 5.9% | 3 NTTドコモ | 情報・通信業 | 1.5% |
| 4 サービス業 | 5.7% | 4 日本たばこ産業 | 食料品 | 1.4% |
| 5 不動産業 | 5.5% | 5 トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 1.3% |
| 6 化学 | 5.1% | 6 東京海上ホールディングス | 保険業 | 1.2% |
| 7 小売業 | 4.7% | 7 メイテック | サービス業 | 1.2% |
| 8 電気機器 | 4.1% | 8 関西電力 | 電気・ガス業 | 1.1% |
| 9 電気・ガス業 | 3.7% | 9 三菱商事 | 卸売業 | 1.0% |
| 10 機械 | 2.5% | 10 東北電力 | 電気・ガス業 | 1.0% |

| その他資産の状況 | 比率 |
|---------------|--------|
| 株価指数先物取引 (売建) | -52.8% |

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

■ 年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2017年は設定日から年末までの、2018年は年初から7月31日までの収益率を表示
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



手続・手数料等

■ お申込みメモ

| | | |
|---------|------|------------------------------------------------------------|
| 購入時 | 購入単位 | 販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。 |
| | 購入価額 | 購入申込受付日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。 |
| | 購入代金 | 販売会社が指定する期日までにお支払いください。 |

| | | |
|---------|------|--------------------------------------------|
| 換金時 | 換金単位 | 販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。 |
| | 換金価額 | 換金申込受付日の基準価額 |
| | 換金代金 | 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。 |

| | | |
|------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申込について | 申込締切時間 | 原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。 |
| | 購入の申込期間 | 2018年4月28日から2019年4月26日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。 |
| | 換金制限 | 当ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。 |
| | 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、下記の信託金の限度額に達しない場合でも、当ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入の申込みの受付を中止することがあります。 |

| | | |
|---------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他 | 信託期間 | 2027年1月29日まで(2017年2月1日設定) |
| | 繰上償還 | 以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・当ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき |
| | 決算日 | 毎年1・7月の31日(休業日の場合は翌営業日) |
| | 収益分配 | 年2回の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。 |
| | 信託金の限度額 | 3,000億円 |
| | 公告 | 原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(https://www.am.mufg.jp/)に掲載します。 |
| | 運用報告書 | 毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。 |
| | 課税関係 | 課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。 配当控除の適用があります。益金不算入制度の適用はありません。 |

■ ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

| | | | |
|-----------------------------------------|--------|----------------------------------------------------|----------------------------------|
| 購入時手数料 | 支払先 | 購入時手数料 | 対価として提供する役務の内容 |
| | 販売会社 | 購入価額に対して、 上限3.24% (税抜 3.00%) (販売会社が定めます) | 当ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等 |
| (購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。) | | | |
| 信託財産留保額 | ありません。 | | |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| | | | |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------------------------------------------|
| 運用管理費用 (信託報酬) | 日々の純資産総額に対して、 年率1.296% (税抜 年率1.200%) をかけた額 | | |
| | $1\text{万口当たりの信託報酬} = \text{保有期間中の平均基準価額} \times \text{信託報酬率} \times (\text{保有日数} / 365)$ | | |
| | ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。 | | |
| | 各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。 | | |
| | 支払先 | 配分(税抜) | 対価として提供する役務の内容 |
| | 委託会社 | 0.66% | 当ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 |
| | 販売会社 | 0.50% | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 |
| | 受託会社 | 0.04% | 当ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 |
| ※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。 | | | |
| その他の費用・手数料 | <p>以下の費用・手数料についても当ファンドが負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査法人に支払われる当ファンドの監査費用 ・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料 ・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用 ・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等 <p>※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。</p> | | |

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時に当ファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、当ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



手続・手数料等

Tax

¥

税金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期 | 項目 | 税金 |
|---------------|-----------|--------------------------------------------|
| 分配時 | 所得税および地方税 | 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315% |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※上記は、2018年7月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。

※法人の場合は、上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。



目論見書を読み解くガイド

<https://www.am.mufg.jp/service/faqpoint/index.html>